

大森政輔元内閣法制局長官の参議院平和安全法制特別委員会における参考人質疑の際の答弁内容に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月十五日

藤末健三

参議院議長 山崎正昭殿

大森政輔元内閣法制局長官の参議院平和安全法制特別委員会における参考人質疑の際の答弁内

容に関する質問主意書

今国会に提出されている安全保障関連法案による周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するため
の措置に関する法律（平成十一年法律第六十号。以下「周辺事態安全確保法」という。）改正後の重要影響
事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律等に基づき、我が国が実施する他国
軍隊等への支援活動については、現に戦闘行為が行われている現場以外であれば戦闘作戦行動のために発進
準備中の航空機に対する給油も可能とされている。政府は、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対
する給油は、他国の武力行使との一体化には当たらず、合憲であると主張しているが、平成二十七年九月八
日の参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会（以下「参議院平和安全法制特別委員
会」という。）における参考人質疑において、元内閣法制局長官の大森政輔参考人は、他国軍隊等への支援
活動として、安全保障関連法案に盛り込まれている、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給
油は、他国の武力行使との一体化に当たり違憲となると指摘した。

よって、以下質問する。

一 政府は、前述の大森参考人の参議院平和安全法制特別委員会における発言をどのように捉えているか、明らかにされたい。

二 大森参考人は、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油を我が国による支援活動の対象から外した現行の周辺事態安全確保法制定時の内閣法制局長官であり、その発言は非常に大きな意味をもつと考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

三 大森参考人は、周辺事態安全確保法の制定時に、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油が盛り込まれなかった経緯について、「（内閣法制局の）参事官の方は、もう典型的な一体化事例であると、だから認められないよということをもう何度も何度も言い続けたようでございます」、「当時強く主張したのは、（中略）外務省の方が声が強かったようでございます」、「憲法上認められないよということ議論が打ち切られたはずでございます。しかし、実は、そういうことにされてしまうと末永くその判断は尾を引くものですから、したがって、表面上は（米軍からの）ニーズがないからということ（中略）が真相だったと思います」と述べたが、これらそれぞれの発言の事実関係を明確に示されたい。

右質問する。